

ご契約者の皆さまへ

東京海上日動あんしん生命保険株式会社

新型コロナウイルス感染症の影響により、皆さまにおかれましては、不自由な日常生活を余儀なくされておられることと拝察し、心よりお見舞い申し上げます。一日も早く平常の暮らしに戻ることができますようお祈りいたします。

生命保険のご契約者への特別措置について

新型コロナウイルス感染症が拡大する状況下において、弊社では影響を受けられたご契約者の方々に対して、下記の特別措置を実施させていただくことになりました。

つきましては、これらの措置をご希望の方は、弊社、東京海上日動火災保険（株）の営業課支社、取扱者/代理店、または<別紙>お問合せ先にお申し出ください。

記

1. 特別措置の概要

(1) 対象者

新型コロナウイルス感染症の影響拡大に伴い、生活の制約、事業の資金繰りなど影響を受けられたご契約者(個人および法人)

(2) 対象契約

お申し出時点において有効な契約

(3) 措置の内容

a. 保険料払込猶予期間の延長

お申し出があった場合において、特別措置の開始日から最長6ヵ月後の末日(2020年9月末日)までの範囲で、保険料の払込猶予期間を延長いたします。

※新型コロナウイルス感染症の罹患日等に関わらず2020年9月末日までとなります。

b. 契約者貸付

お申し出のあったものについては、必要書類を一部省略する等により、簡易迅速なお支払いをいたします。

c. 保険金・給付金の支払い

- ・ 新型コロナウイルス感染症によりご入院・ご通院された場合は、当社所定の書類(入院等事情申告書)と医療機関発行の領収書等をご提出いただくことでお手続きをいたします。
- ・ お手元に領収書等がないときは保険金請求受付専用ダイヤルにご相談ください。
- ・ 通院給付金のご請求の場合は領収書等のご提出は不要です。

(4) 特別措置の開始日

2020年3月13日(金)

以上

<別紙>

措置の内容	お問合せ先	受付時間
a. 保険料払込猶予期間の延長 b. 契約者貸付	■ カスタマーセンター ※証券番号が「㍷」や「㍹」等の㍻㍼で始まるご契約 0120-560-834	平日 9:00～18:00 土曜 9:00～17:00 (日曜・祝日を除く)
	■ 変額保険テレホンサービス ※証券番号が数字で始まるご契約 0120-652-104	平日 9:00～17:00 (土曜・日曜・祝日を除く)
c. 保険金・給付金の支払い	■ 保険金請求受付専用ダイヤル ※証券番号が「㍷」や「㍹」等の㍻㍼で始まるご契約 0120-536-338	平日 9:00～18:00 土曜 9:00～17:00 (日曜・祝日を除く)
	■ (変額保険) 保険金請求受付専用ダイヤル ※証券番号が数字で始まるご契約 0120-765-322	平日 9:00～17:00 (土曜・日曜・祝日を除く)